

令和4年度 福井県公共事業等評価委員会 開催結果 概要

1 日 時 令和4年10月11日(火) 13:00~16:20

2 場 所 AOSSA 6階 601B・601C 会議室

3 出席者

(1) 委員 10名のうち9名出席

会 長	小嶋 啓介	福井大学学術研究院工学系部門教授
委 員	井筒 智子	弁護士
	奥村 充司	福井工業高等専門学校環境都市工学科准教授
	川本 義海	福井大学学術研究院工学系部門教授
	子末 とし子	福井県漁協女性部連合協議会 監事(欠席)
	境 宏恵	福井県立大学経済学部准教授
	嶋田 浩昌	福井商工会議所 常務理事兼事務局長
	高津 琴博	NPO法人田んぼの学校越前大野学校長
	松田 鮎美	JA五連理事 フレッシュミズ部会長
	山岸 亜紀	株R.E.Aヤマギシ事務所 取締役

(2) 事務局 (農林水産部) 上中副部長(技術)、三崎森づくり課参事
(土 木 部) 田中副部長(技術)、平林副部長(防災・特定事業)、
砂村道路建設課長、久野河川課長、野坂砂防防災課長、
鳥山港湾空港課長
(総 務 部) 岸本財政課長、杉田財政課参事

4 議事概要

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 再評価対象事業の概要説明、審議

(資料：再評価対象事業一覧表、再評価調書ほか)

【農林水産部評価対象事業】

(会 長) 農林水産部の再評価対象事業について説明を求める。

No.1 林道事業(越前南部線)

(事務局から事業内容を説明)

(委 員) 先般の豪雨において災害時の迂回路という説明だったが、こちらの林道の方が被害を受けやすい場所になるのではないか。同じような現場の映像がyoutubeに上がっており、落石や法面の関係性が懸念される。維持管理が現

状どうなっているか説明をお願いしたい。

- (事務局) 林道の管理主体である南越前町が、草刈りや側溝の泥上げ等を実施している。委員からご指摘があったとおり、構造的には一般の国道や県道に比べて軽微なものなので、同じだけ雨が降った場合には被災リスクは国道・県道に比べて高いと認識している。今回の場合、旧今庄町を中心に広範囲で雨が降ったため越前南部線の開設区間についても被災したが、最近は局地的なゲリラ豪雨も多く、幹線の国道・県道が被災した場合であっても、林道が開通していることで、アクセス道として期待できると認識している。
- (委員) つながってないと大変不便かと思う。開設後に舗装を行う区間もあるので、できるだけ早急にはと思うが、注視して見守っていきたい。
- (委員) 地権者との交渉は、メールや文書で500回ということだが、10年経っており平均年50回ぐらいになる。対応策として、今後地元の関係者とも一緒に粘り強く交渉していくと書かれているが、今までのこの10年間は地元の方、特に林業関係者団体や森林組合からのお願い等のアクションはなしで、今回豪雨があった状況なので方法を変えるということか。
- (事務局) 今までは町と県の方で行政的に交渉してきたが、その中で工事をする際の立木補償の算定金額についても意見されていたので、行政的な対応を続けてきた。ただし、先ほど説明したとおり、今回の災害を受けて地元から開通を望む声が強くなっている。行政に対する不信感を持たれているかもしれないので、行政中心に対応してきてご理解頂けない部分を、今後は地元の方と一緒に協力して交渉していきたいと考えている。
- (委員) 状況は分かった。直接関係する方々がどう思っているかということ、しっかり代弁しているとは思いますが、なかなか難しい部分もあったと思うので、そのような方向で進めていただきたい。具体的に効果は行政側から提示はされているのか。この事業があることによってどうなる、なかった場合はどうなる、というところを含めて説明をして、理解を得られようとしていたのか。そのあたりは、普通に考えるとやっていると思うが、どのように理解されているかで交渉の場についていただけないということもあるような感じがする。
- (事務局) 林道の効果については、木材生産の低コスト化や、森林整備が進むことにより森の公益機能が発揮されるということを繰り返してお願いをしてきている。我々林業部局として、災害などが起こらないよう精一杯配慮して道を作ること、また、林道が開設されることで森林整備が進み、公益を発揮する森が作れるというご説明を差し上げたが、なかなか理解には至らなかった。
- (委員) 難しい状況であると思う。地権者の方が何を問題視しているのかに対して、真摯にどこまで向き合えるのかはキリがないのかもしれないが、こちらの言い分だけではなくて、向こうが何を懸念しているのかということに対してできるこ

とを進めてやっていくところから糸口を作らないとなかなか前に進まない。この事業の延長についてはやむを得ないのかなと思うが、やり方についていろいろまだあるのかなと思う。

(委員) 未承諾区間の東側、林道 菅谷～湯尾線がつながっているのか。林道 菅谷線はつながっていないように見える。未承諾区間を介して仮設のような林道になっていれば、作業はとりあえず進めていけるように見える。

(事務局) 既設の部分については、この林道 菅谷～湯尾線に接続しているため、作業としては使える状況にはある。ただ、越前南部線は林道としての規格が違う。山元に利益をしっかりと返すために、大型のトラックを入れて生産コストを下げたいと考えているため、そういった機能については発揮されていない状況である。ただし、道はつながっているので小規模なトラックで林道 菅谷～湯尾線に抜けて行くということは可能である。

(委員) 越前南部線の幅員は何メートルか。また、対応策として地元関係者と協力してということだが、地元関係者と反対している地権者の方との関係性はあるか。

(事務局) まず幅員は原則5mで整備している。ただし、工事が非常に難航な、例えば岩盤が露出しているような箇所等は一部で4mとしている。また、地元の方と地権者の関係だが、地権者の方は地元の方ではなく、直接的には地元の方との接点はない。

(委員) その状況で5年以内に承諾が得られる見込みがあるのか。

(事務局) 具体的に地元のどの方と一緒に行くかは決まっていないが、区長さん、あるいは林道の開設を進めるための期成同盟会に名を連ねる県議会の先生からは、8月上旬の災害をふまえて地権者の方に声を届けたいと先日もおっしゃっていただけているので、そういった方と調整をして交渉したいと思っている。

(会長) これは難しい案件である。最近、山を買うということが広がっているが、林道は土地を買うわけではなくて、利用するための合意を得ることが原則となっている。自治体ごとに取り扱いは違うようだが、例えば福井県の条例でどうするか考えていかないと、同様な案件がずっと続いていく。単に、個人と交渉を進めるというだけではなく、抜本的に進めていくような施策を法律の方面から検討していく必要があるのではないかという感想を持った。現状の法律では対応できないという説明だったので、弁護士の立場からご意見いただきたい。

(委員) 交渉が難航しているということでご苦勞をお察しする。

私も抜本的に何か法律が変えられれば一番いいとは思いますが、法律を今作ってこの土地を収用できるかという問題も出てくるので難しいと思う。今、この件に関して考える方法はないかもしれない。

(会長) ありがとうございます。災害をふまえて、しっかり地元の声を地権者の方に声

を届けていくということで。こちらの件については、「継続」でよろしいか。
(委員) 異議なし。

【土木部評価対象事業】

(会長) 土木部の再評価対象事業について説明を求める。

No. 2 急傾斜地崩壊対策事業 (西木田第2地区)

No. 3 急傾斜地崩壊対策事業 (清水山(下)地区)

(事務局から No. 2、No. 3の事業は、総事業費の増額はあるものの、労務費や資材費などの固定的経費を現在価値に置き換えた変化のみを要因とするものであり、費用対効果に大きな変化がないことから、事前説明のとおり説明を省略する旨を説明)

No. 7 総合流域防災事業 (一級河川八ヶ川(北川))

(事務局から No. 7の事業は、問題なく事業が進捗しており、予定通り令和6年度に完了する予定であることから、事前説明のとおり説明を省略する旨を説明)

No. 15 急傾斜地崩壊対策事業 (稲葉地区)

(事務局から No. 15の事業は、用地取得に不測の日数を要したため事業期間が延長した以外は変更のない事業であることから、事前説明のとおり説明を省略する旨を説明)

No. 1 砂防事業 (蛙又川)

(事務局からNo. 1の事業内容を説明)

(委員) B/Cだが、便益の中に人の命をお金に換算して計上しているのか。

(事務局) 費用便益分析マニュアルに基づき、人的被害も便益として計上している。

(委員) 他の事業に比べ総便益が高いが、人的被害以外に総便益の額が大きくなっている理由はあるのか。

(事務局) 家屋被害、道路被害および農地被害や、間接経費として精神的被害、家屋・道路の応急復旧を計上している。

特段、この事業だから大きいというわけではない。

(委員) 大雨によるリスクは考慮されているのか。

(事務局) 10年に1回、20年に1回、100年に1回の降雨を想定して被害額を算定している。

(会長) 丈量測量の範囲が広がり、境界確定に4年かかるということだが、土地の所有者は判明しているのか。

(事務局) 所有者は判明している。境界の確定に時間を要したこと、それを基にした地図訂正に時間がかかることから4年間の延長をお願いしたい。

(会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

No. 4 急傾斜地崩壊対策事業（次吉地区）

（事務局からNo. 4の事業内容を説明）

（会長）本事業については「継続」の評価でよろしいか。

（委員）異議なし。

No. 5 道路改良事業（一般県道 福井森田丸岡線）

（事務局からNo. 5のドローンによる空撮映像及び事業内容を説明）

（委員）増額の理由だが、側道や地下横断道路が当初は含まれていなかったが、新規追加したことによる設計変更があったということか。

（事務局）道路が斜めに横断することでアクセスに支障となる田んぼに関しては、当初より機能補償としての対応を検討していた。低速な農耕車が道路運送車両法の保安基準の緩和により、事業中の4車線道路を走行できるようになった。低速農耕車が4車線道路を走行することが、非常に危険であり、本線と分離したほうが良いと判断した。また、地下横断道路に関しては、当初地元からは2カ所要望があったが東西を横断する1カ所に集約した。

（委員）側道は全区間設置するのか。

（事務局）全区間設置する。

（委員）地下横断道路はアンダーパスするのか。側道とどのように取り付けるのか。

（事務局）地下横断道路横の側道も含めて、東西南北農耕車の往来を確保できるよう計画している。

（委員）地下横断道路は1カ所のみか。

（事務局）そうである。一般県道板倉高江線と市道随応寺末政線は平面交差である。

（委員）側道の設置、地下横断道路の設置が込みで今回の増額か。

（事務局）そうである。当初は平面交差箇所のみで農耕車の往来を計画していたが、地元からの要望もあり、地下横断道路を計画した。

（委員）前回の再評価時に福井港丸岡インター連絡道路があったが、そちらの事業に側道は設置されるのか。側道はこの区間だけなのか、連続性のあるものなのか。この区間で側道が終了すると、地元には不公平感が生じるのではないか。

（事務局）福井港丸岡インター連絡道路に関しても同様に側道を計画している。

（委員）側道を設けることで、事業により分断される耕作地にも侵入しやすくなるが、三角になり使い勝手が悪くなり、面積が小さくなってしまう耕作地もある。そのような土地は既存の隣接する土地と合わせて利便性を向上させるなどの配慮はあるのか。また、残地を官地として利活用するなどの、地元協議は行っているのか。

（事務局）事業により三角になり使い勝手が悪く、残地となる土地が生じてしまう。従

来と比べ利便性が悪くなってしまふ土地に関しては、補償基準に則り地元
に説明し対応していく。隣接する地権者同士で協議してもらい、土地を提供
してもらふなど、民民同士の話し合いが理想である。現時点では、行政が残
地を利活用するよな計画はない。

- (委 員) トラクターもそうであるが、稲刈り時のコンバインなどの大型機械の使用も
難しくなる。農家は少し大変になるのでは。
- (事 務 局) 用地交渉は順調に進んでおり、約4割の契約を終えている。大きな反対の声
は聞こえていないが、細かな要望などは多いため、しっかりと地元の意見を
聞きながら、事業を進めていきたい。
- (委 員) 社会経済情勢の変化による増額とあるが、建設業者との契約はどうなるのか。
物価スライドのよなものがあるのか。入札における公平性が保てている
のか。
- (事 務 局) 当事業の工事発注はこれからになる。工事の契約後、仮に物価上昇等の要因
により工事費が増加した場合は、受注者から申し入れがあれば、残工事を対
象にして、物価スライドの基準を適用するか受注者と協議し対応する。
- (委 員) 地下横断道路より東側に南北に延びる道が示されているが、これは今回の事
業で新設する道路であるのか。
- (事 務 局) 地下横断道路より接続できる既設の道路という意味で示している。当事業の
中で新設するものでない。新設するのは地下横断道路のみである。
- (会 長) 埋蔵文化財調査費として11億円と非常に大きな増額となっている。毎年こ
の件が話題に上がるが、どのように調査基準を定めているのか。過去の事例
より、発掘の規模を定めているのか。
- (事 務 局) 埋蔵文化財の遺跡跡に事業箇所が該当する場合、試掘を行い、現場の調査を
実施する。その試掘結果をもとに担当部局が発掘調査の判断を行う。これら
の手続きについては、文化財保護法により定められている。
- (会 長) 軟弱地盤対策についての増額であるが、当初はどのような想定で計画してい
たのか。
- (事 務 局) 当初の計画は盛土部の路体、路床は改良土を用いる計画であったが、地盤の
改良は見込んでいなかった。
- (会 長) 福井港丸岡インター連絡道路などの地層の情報があり軟弱地盤が広がって
いるのは想定できたはず。軟弱地盤対策だけで16億円の増額とのことな
ので、事前に周辺の情報を精査し計画を行うべきであった。盛土だけ改良と
いうのは多少無茶だという印象を受ける。
- (事 務 局) 県としてもジオステーションや国の調査データなどを活用し、地盤の情報を
収集して、新規事業化や事業管理に努めていきたいと考えている。
(福井港丸岡インター連絡のジオステーションデータを提示) 今回は、深度

2. 2 m以下に良質な砂礫が確認された。その上部に粘性土が確認できる。N値も深くなるにつれて10以上を示している。一方で、起点部の県道板倉高江線以南の区間については軟弱地盤対策を行っていなかったこともあり、地盤改良が不要と判断した。

(地質調査の結果(地層図)を示したデータを提示)事業化後に計画のジャストポイントで調査した結果、一部区間に圧密沈下対策が必要な区間が判明した。

(会長)側道や地下横断道路を新規設置するなど、当初計画のバージョンアップに必要な増額が大きくなっているが、重要な幹線道路であるため、本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員)異議なし。

(会長)毎回軟弱地盤対策が問題となっているが、今後はなるべく抑える方向で事業を進めていただきたい。

No. 6 道路改良事業 (主要地方道 坂本高浜線)

(事務局からNo.6の事業内容を説明)

(委員)道路の規格を教えてください。

(事務局)3種4級、設計速度30km/h、計画交通量1,800台/日である。

(委員)冬季の除雪はどうしているのか。

(事務局)機械除雪で対応している。

(会長)1期工事はいつ終わったのか。

(事務局)平成24年度である。平成25年3月に供用している。

(会長)今回の事業は2期区間のみか。

(事務局)そうである。

(会長)1期工事と合わせて事業効果発現のため、本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員)異議なし。

No. 8 基幹河川改修事業 (一級河川吉野瀬川)

(事務局からNo.8の事業内容を説明)

(委員)採択されたのが昭和57年ということだが、こういった事業は10年スパンで考え直すとか、40年といった長い期間で考えるものなのか。

(事務局)河川事業は事業期間が長い事業である。部分的な改修をする河川もあるが、延長の長い河川になると、下流から整備していくということもあり、長い年月を要する。計画年次については、河川整備計画というものがあり、この計画については、20~30年の間に整備するというになっている。

- (委員) こういう事業の場合は、長い時間を要しても致し方無いということか。
- (事務局) 延長が長く、期間も長いことから、社会情勢の変化などにより、事業費も変わるなど、目標通りに進捗しないということもある。
- (委員) 現在の状況だと海外からの資材調達に時間を要することも、考えられるが、考慮されているか。
- (事務局) そういったことも見据えて、令和10年度までの完成目標としている。
- (委員) 長期間の事業であるため、コスト面の変化もそうだが、便益面については、どれくらいの頻度で見直しているのか。また、河川をはじめとした数十年単位の事業については、5年毎に再評価を実施しているが、全体を通した評価というものはないか。5年、10年といった短い事業の評価と、40年、50年かかる事業の評価をどのようにしているか。
- (事務局) 便益については、再評価時点や大きく設計が変更となるような事象があった際に、最新の国のマニュアルに基づき算出している。期間の長い事業についても、デフレータを使って計算しているため、事業期間の短い、長いというものを加味している。
- (会長) 当初想定された全体区間と全体の事業期間がある中で、何年か経って、この区間が完了し、今後はどの区間をいつまでに進めるといった資料と説明があると、見通しがたって評価しやすい。
- (事務局) 承知した。
- (委員) 日野川の総合的な治水計画の中で、吉野瀬川の改修事業を進められていると思う。下流から整備するというので、他事業の影響があるとか、吉野瀬川ダムも一時見直しがあるなど、そういった総合的な治水計画の中で事業が遅れるといったケースもあると思うがどうか。
- (事務局) 河川計画を立てるうえで、まずは目標をどこに置くかということから考える。浸水被害を防ぐために、狭隘部分の拡幅を暫定的に先行して実施したりするなど、そういったことも考えたうえでの一連の計画となっている。
- (委員) 一気に安全性が高まるということではなく、それぞれ個々の事業を進める中で安全度が高まってきていると感じる。今後も進捗を進めていただきたい。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No. 9 基幹河川改修事業 (井の口川)

(事務局からNo. 9の事業内容を説明)

- (委員) 不法係留船対策について、法規制に基づく対策とは具体的にどういった法律に基づくのか。
- (事務局) 河川法で言えば、これらは河川占用物にあたるが、届出がないまま無作為に

設置されている。そのため、撤去してもらうよう警告タグを付けたりしているが、効果があり無い。係留船を一時的に預けるところ、または本設で係留できるところを作れないか、ということを含めて（井の口川水面利用）検討会の中で検討しているところである。不法係留船対策の整備を進めつつ、工事を進めていくことを考えている。

- (会 長) 船の所有者は、確定しているのか。
- (事 務 局) 船の番号があるため、確定している。所有者に対し年に1回程度ハガキ等を送付し、撤去のお願いをしている。また、昨年度からは敦賀市の広報に掲載したところ、減ってきている。
- (会 長) 下流は河床掘削が残っているということだが、工事に支障となる時だけ、上流に移動してもらうなど、工事を進めることはできないのか。
- (事 務 局) 上流に下流にと移動させながら工事を進めるとなると、不法係留を認めてしまうこととなる。しっかり対策したうえで、工事に着手したいと考えている。
- (会 長) 一般市民の感覚としては、駐車禁止の場所に駐車しても、何も罰則が無いというのは、法的にどうなのかと思う。これは移設先が決まるまで事業が止まるということか。
- (事 務 局) 事業が止まるわけではないが、受け入れ先ができるまで時間を頂きたい。また、受け入れ先を整備するなどして、改修工事が完了した後は、船舶が係留できない区域として告示することも考えている。
- (会 長) 不法係留船の対策については、警察、国、海上保安庁を含めた検討会で審議ということであり、本会においては、本事業を継続すべきかを議論する場である。
- 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委 員) 異議なし。

No. 10 海岸侵食対策事業（敦賀港海岸 縄間）

（事務局からNo. 10の事業内容を説明）

- (委 員) 1～3号離岸堤はすでに完成しているとのことだが、今回の4号離岸堤の変更増はバージョンアップになるのか。
- (事 務 局) 設計波浪が上がったため、それに伴い構造としては大きくなった。
- (委 員) 1～3号についても構造を大きくする必要はないのか。
- (事 務 局) 1～3号については設計波浪が高くなったことから断面としては少し足りない可能性があるが、現状までに大きな被害はなく、依然として被害がある4号離岸堤を優先して整備をしていきたいと考えている。
- (委 員) 流用石を使いコスト削減を図ったとのことだが、今までの委員会でも事業費には入っていたのか。

(事務局) 今までもコスト削減について取り込んでおり、今までの委員会でも事業費に盛り込まれている。

(委員) 1～3号が完成したことによる被害減少という実績もあり、「継続」ということでよいか。

(委員) 異議なし。

No. 1 1 道路改良事業 (一般国道 416号 白方町～布施田町)

(事務局からNo. 1 1の事業内容を説明)

(会長) プレロード工法で使用している土は他事業の流用土なのか。

(事務局) そうである。他事業から流用しており、さらに他事業へ流用する予定であったが、受け入れ先との調整がつかなくなってしまった。しかし、今後とも受け入れ先を模索しコスト削減を図っていく。

(会長) 軟弱地盤対策ですべり面対策を追加したいとのことであるが、当事業区間は基本平地であると思うが、白方町付近に対象箇所があるのか。

(事務局) (平面図を提示しながら) R4 概成区間までは田が広がっており平地である。片川橋、高架橋を越えたあたりから縦断勾配を上げて、国道305号に接続することとなる。資料は、その横断図を示したものである。ボーリング調査の結果、当地盤が盛土であることが判明したため、地すべりの対策を講じることとした。

(会長) 部分供用もしており残区間についても早急に完成させるため、「継続」ということでよいか。

(委員) 異議なし。

No. 1 2 道路改良事業 (主要地方道丸岡川西線)

(事務局からNo. 1 2の事業内容を説明)

(委員) 旧橋撤去を行わなければ、治水上の安全が確保できない、と説明があったが、どのように支障になるのか具体的に。

(事務局) 新たな橋梁を計画する中で、河川断面を阻害する橋脚に関しては、新設のもののみ認められており、旧橋は速やかに撤去する必要がある。旧橋が新橋に近接して存置していると、増水時に流木などが引っかかる懸念をさらに大きくしてしまう。また、七瀬川の河口付近に旧橋が存置していることも望ましくない。

(委員) 仮橋設置期間延長の理由が、河川管理者との協議により通年設置が出来なくなったと説明があった。写真では半分撤去し終わっているように見える。この部分は通年利用が可能であったということなのか。

(事務局) 右岸側は橋脚がまだ残っているが、そこは橋脚ではなく台船という船を用い

て撤去した。右岸側は水深もあり台船での撤去ができた。左岸側に関しては、河川管理者との協議の結果、上部にトラス部材があるため、仮栈橋を使う計画とした。仮栈橋は河川断面を阻害しないよう計画したが、七瀬川との合流点であり、昨年度七瀬川で災害も起こったことから、通年存置ではなく、出水期を加味し撤去・再設置を行い、治水上の安全を確保することとした。

(会 長) 事業費 120→130 億は橋の新設・撤去全体の工事費ということであると思うが、撤去費用は。

(事 務 局) 撤去費用のみは約 25 億となる。

(会 長) 治水上の安全を確保するためには仕方のないことであると思う。本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委 員) 異議なし。

No. 13 道路改良事業 (一般県道常神三方線)

(事務局からNo. 13のドローンによる空撮映像及び事業内容を説明)

(会 長) 常神トンネルはドローンでも確認したが、トンネルは完成に近いと思う。常神～神子区間を先行供用するのか。

(事 務 局) そのとおりである。

(会 長) 供用の時期は。

(事 務 局) 発表できるタイミングになったら、公表させていただく。設備等の資材の納入が遅延しており、完成時期をこの場で公表できない。

(会 長) 事業費 95 億円、進捗状況 40%とのことであるが、常神～神子間及び小川～遊子間を合わせたものか。

(事 務 局) そうである。

(委 員) 社会経済情勢の変化による増額の内訳にある、積算基準の改定による増額が半分を占めているが。

(事 務 局) (国土交通省 積算基準改定の資料を提示) 令和元年度に積算基準が改定され、鏡吹付工や切羽の安全管理における現場責任者の配置、機械損料の変更等が明記されている。これから着手する(仮称)小川トンネルに関して当基準を用いて積算した結果、7.7 億円の増額となった。

(委 員) 理解した。変更理由の明記について、社会経済情勢の変化による増額の一部とするのではなく、個別に主要な要因として明記すべきではないか。

(事 務 局) 増額の一因として別添明記する。

(会 長) 常神半島の円滑な交通を確保するため、本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委 員) 異議なし。

No. 1 4 道路改良事業（一般国道 4 1 6 号 松岡室）

（事務局からNo. 1 4の事業内容を説明）

- （委員）現状で用地取得状況が4割で3年延長ということ。交渉が難航しているとあるが、令和7年度までに用地交渉完了見込みということか。
- （事務局）用地の提供に難色を示しているわけではなく、価格面での交渉を行っている所である。3年後には、中部縦貫自動車道開通が控えており、開通前に供用という目標をもって事業を進めていく。
- （委員）位置関係の話になるが、事業箇所西側に現国道4 1 6号があるが、そこから福井北 JCT・IC にアクセスできないのか。
- （事務局）平面図ではわかりにくいですが、現国道4 1 6号は福井北 JCT・IC の高架下を通っており、永平寺方面からくる車は西側まで行き、北から南側へ高架を抜け、事業区間南側よりアクセスする形となる。当事業箇所を通行することにより、よりアクセスが容易になる。
- （委員）事業箇所の中央の田が両端と比べ東側に膨らんでいるように見えるが。
- （事務局）農業用の排水路を付け替えるため、両端より事業範囲を広く着色している。道路としては両端を直線で結んだ位置となる。
- （委員）令和2年度採択かつ事業費の増額も微増であるにもかかわらず、今回の審議を諮った理由は、5年の区切りではないのか。
- （事務局）当事業は今年度事業完了予定であったことと、用地取得が進まず、事業期間を延長するため。社会経済情勢の変化により、事業に大きな変更要因があれば、5年の区切りを待たずに判明次第、再評価委員会にて審議して進めたい。
- （会長）当事業に関しては、事業費の大きな増額は見られないが、用地交渉に時間を要し、事業期間を延長するものであった。本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- （委員）異議なし。

その他（説明省略事業）

- （会長）説明を省略した事業について、ご意見はないか。

No. 2 急傾斜地崩壊対策事業（西木田第2地区）

- （委員）資料6に記載の横断図にある擁壁補強工だが、No. 2とNo. 3で構造的に違いがあるのか。
- （事務局）No. 3と同様に鉄筋で補強を行い、一体的な擁壁としている。
- （委員）写真④では崩壊土砂と一緒に発生した流木の枝が金網を突き破っているように見える。新たに設置する崩壊土砂防護柵と区間が重複していれば問題ない

のかもしれないが、どの様に扱うのか。このままなのか、枝撤去と金網修繕を行うのか。

(事務局) 将来的には斜面の上方に崩壊土砂防護柵を設置する。その時に斜面の状況を確認し変状等あった時には撤去等を行い、法面の安全確保に努めていく。

No.3 急傾斜地崩壊対策事業(清水山(下)地区)

(委員) 資料6に記載の写真③ですが、急傾斜地崩壊対策施設前面の排水施設は、どの様に維持管理していくのか。

(事務局) 施設前面の受益者の協力を得て維持管理に努めていく。

【総括】

(会長) それでは、合計16事業について、すべて「継続」という判断でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) 閉会

以上